

2022年 6 月改正

定 款

株式会社 錢 高 組

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社銭高組と称し、英訳では、THE ZENITAKA CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建設工事の請負、企画、設計および監理
- (2) 建設に関する開発事業ならびにこれに関する調査、企画、設計および監理
- (3) 不動産取引業
- (4) 建設材料の加工および販売
- (5) 前各号に附帯する事業ならびにこれに関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,900万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月これを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名に委任して議決権を行使することができる。ただし、株主またはその代理人は、委任状を当社に提出するものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役は 3 名以上とする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(選任の方法)

第 20 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票の方法によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役社長 1 名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、必要に応じ取締役会長 1 名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定する。

3 取締役会は、その決議によって、必要に応じ代表取締役社長のほか、当社の代表取締役を選定する。

4 取締役社長は、業務の執行を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐して業務を執行し、取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日より 3 日以前にこれを発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(議長)

第 24 条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当る。取締役会長を定めない場合および取締役会長に事故ある場合は、取締役社長がこれに当り、取締役社長もまた事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席者の過半数をもってこれを決する。

(決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役との責任限定契約)

第 27 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で同法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 28 条 当社の監査役は3名以上とする。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(選任の方法)

第 30 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(招集)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より 3 日以前にこれを発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役との責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第423条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(剰余金の配当)

第 37 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(電子提供措置等に関する経過措置)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上